

案

令和6年10月〇日

島根労働局長

岩見 浩史 殿

島根地方最低賃金審議会

会 長 藤 本 晴 久

令和6年9月27日付け答申の訂正について

令和6年9月27日付け島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定に関する、当審議会の答申の一部について下記のとおり訂正する。

記

答申別紙記第2号中「、補助的経済活動」を「、補助的経済活動」に改める。